



# YELL・Spirits エール・スピリッツ

2009年12月号

## Contents

発行：社会保険労務士法人エール  
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町1018  
TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072  
Email：info@sr-yell.com



代表鎌倉より 監督指導による賃金不払残業の是正結果が公表されました 「MyKomon」スタートキャンペーン 賞与保険料のご案内とお願い 労務相談室：時間外割増賃金の正しい計算方法 年間賃金台帳送付のお願い 年末年始休業のお知らせ スタッフコラム

鎌倉です。街はすっかりクリスマスですね。弊社入口にもサンタクロースとスノーマンを飾りました。先月ご案内の新しいサービス【MyKomon】には多数のお申し込みを頂き、有り難うございます。既にお申し込み頂いた企業様には、ID、仮パスワードを順次ご案内致しておりますので、今しばらくお待ち下さい。ご検討頂いている企業様は毎月15日迄無料ですので、担当者までお早めにお申し込み頂けたらと思います。

年々早く感じられる一年ですが、今年は未だかつて無い慌ただしさでした。不況の影響で、一時帰休、整理解雇、労働条件切り下げのご相談が絶えず、また常に、労使紛争、あっせん、組合問題と向き合った一年でした。

今年度の4～9月の雇用保険失業手当の給付件数は、前年同期比より約3割増加したとの数値が先日公表されました。また、ここ最近の急速な円高、株安も気になるところです。

現在、雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金(休業手当に対する助成金)の入金状況は、初回は手続き後2ヶ月以内、2回目以降は1ヶ月以内に入金されるよう、労働局の対応は改善されつつありますが、製造業ではまだまだ厳しい企業が多いようです。この助成金については、「緊急雇用対策」として12月中にも要件がさらに緩和される予定です。

詳細は、正式発表後にまた改めてご案内申し上げますが、中小企業緊急雇用安定助成金については、生産量要件が2年前と比較して10%以上下がっていれば対象(現行では直近3ヶ月の比較もしくは前年同期比で5%以上減少が要件)となる見込みです。これから申請を検討される企業様はエールまでご連絡下さい。

年明けからは、人事向け専門誌「相談コーナー」の連載執筆、共著で日本法令から単行本の執筆予定があります。単行本は初めての取り組みですが、皆様に有用な情報をいち早くお届けしたいと思っております！



弊社のお客様が輸入されている美味しいボジョレーヌーボーです。  
超大当たりと評判の今年のボジョレー、  
11月19日の解禁日に堪能しました。  
ボジョレーといえば、「赤」というイメージですが、こちらのお店では「白」もとても美味しいですよ！

## 監督指導による賃金不払残業の是正結果が公表されました 御社は、「サービス残業」問題を抱えていませんか？

平成 21 年 10 月 22 日に厚生労働省が発表した「賃金不払残業に係る是正支払の状況」によりますと、平成 20 年度に労働基準監督署の是正指導を受けて 100 万円以上の不払い残業代を支払った企業数は 1,553 社で、過去最多であった前年度に比べて 175 企業減りました。支払額は、約 196 億円で、これも過去最多の前年に比べて減少しました。しかし、対象労働者数は、18 万 730 人で前年度と比べて 1,187 人増加しています。

マクドナルド事件から日が経ち、「名ばかり管理職」の問題もあまり騒がれなくなってきましたが、監督署の是正指導は毎年行われています。もし不安がありましたら、遠慮なくご相談ください。

### 賃金不払残業に係る是正支払の状況

是正企業数	1,553 企業〔前年度比 175 企業減〕
是正金額	196 億 1,351 万円〔前年度比約 45 億円減〕
対象労働者数	18 万 730 人〔前年度比 1,187 人増〕

### 業種別等の状況

企業数では製造業、対象労働者数では運輸交通業、支払われた割増賃金額では商業が最も多くなっています。1 企業での最高支払額は、14 億 7,482 万円（道路貨物運送業）で、次いで 11 億 8,405 万円（銀行・信託業）、5 億 7,894 万円（建設コンサルタント業）の順です（右の図参照）。

### 最近の関連ニュース

#### ちゃんこ「若」に未残業代支払い命令 （2009/09/18）

元社員 6 人が訴訟を起こし、同社に計 2,600 万円の支払いを命じる判決が出ました。

#### すかいらーく「名ばかり管理職」是正 （2009/08/10）

6 月から新しい人事制度を導入し、店長 3,300 人に残業代の支払いを開始したことを明らかにしました。

### 100 万円以上の割増賃金の是正支払状況

業 種	企業数	対象労働者数 (人)	是正支払額 (万円)
製造業	381	24,948	220,194
鉱業	0	0	0
建設業	101	6,281	88,401
運輸交通業	73	42,930	234,521
貨物取扱業	9	413	6,437
農林業	9	58	1,952
畜産・水産業	0	0	0
商業	364	31,700	455,613
金融・広告業	89	26,148	347,111
映画・演劇業	3	142	1,938
通信業	14	529	11,428
教育・研究業	63	5,181	79,475
保健衛生業	121	18,171	240,360
接客娯楽業	127	9,386	62,480
清掃・と畜業	20	616	4,208
官公署	0	0	0
その他の事業	179	14,227	207,233
計	1,553	180,730	1,961,351
		1 企業平均額	1,263
		1 労働者平均額	11

さらに平成 22 年 4 月 1 日から、改正労働基準法により、割増賃金率の引上げ等が実施されます。労使で十分に話し合い、この改正に対応した就業規則の改訂、労使協定の締結等の体制整備を行う必要があります。アドバイスはお任せください。

# 【My Komon】スタートキャンペーン

お申込み受付中(～12/15 まで無料)



## 電子会議室

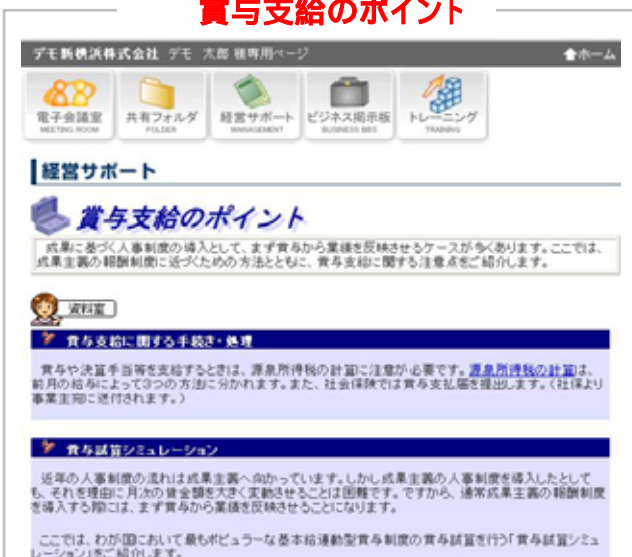
お客様と弊社だけの相談室です。  
 ご相談・ご質問に対しては、担当社会保険労務士が対応致します。  
 給与データの送付等、取扱いに必要な情報を安全にやり取りできます。  
 入退社のご連絡等、手続きのご依頼もテンプレートを活用することで簡単に行えます。  
 会議室への書き込みはご登録いただいたメールアドレスに通知されます。

## 経営サポート

会社経営に役立つ情報を提供しています。  
 人事・労務情報だけではなく、税務・経営・銀行取引等の調べ物として最適。  
 すぐに使える「書式集」をご用意。必要なときにダウンロードしてご利用いただけます。  
 『締め切り一覧』で税金等の納付期限をお知らせします。  
 『業種別賃金データ』で業界の動向を確認できます。



## 経営サポート 賞与支給のポイント



## 経営サポート 賢い支払い催促の仕方



# 賞与保険料のご案内とお願い

賞与に対しても雇用保険料・健康保険料(介護保険料含む)・厚生年金保険料がそれぞれかかります。給与ソフトの料率設定は給与の保険料率と賞与の保険料率とそれぞれ別に登録・変更が必要な場合もありますので、賞与計算前に再度、料率のご確認をお願い致します。(H21年中に雇用保険・健康保険・介護保険・厚生年金保険すべての料率が変更となっています)  
保険料率は次のとおりです。

## 1. 雇用保険料

賞与支給額 × 4 / 1,000 (建設業は 5 / 1,000)

## 2. 健康保険料

神奈川県 標準賞与額 × 40.95 / 1,000

東京都 標準賞与額 × 40.90 / 1,000

## 3. 介護保険料 (40歳以上65歳未満の被保険者)

神奈川県 標準賞与額 × 5.95 / 1,000

東京都 標準賞与額 × 5.95 / 1,000

## 4. 厚生年金保険料 (70歳以上の被保険者は保険料がかかりません。)

標準賞与額 × 78.52 / 1,000

### 標準賞与額とは?

賞与支給総額の1,000円未満を切り捨てた額。

例) 支給総額 689,500円

標準賞与額 689,000円

上限 健康保険 : 年度540万円

厚生年金 : 1回150万円

### 注意

健康保険・介護保険・厚生年金の料率は協会けんぽ神奈川支部、東京支部のものです。  
協会けんぽその他支部・健康保険組合・厚生年金基金に加入している企業様は保険料率が異なります。

## メールからのお願い

### 賞与について

賞与支給の有無・支給日が決定しましたら、ご連絡下さい。

(不支給の場合でも、社会保険事務所に届出が必要です。)

社会保険事務所・健康保険組合・厚生年金基金から『賞与支払届』が届きましたら、代表印を押印し、メールまでご送付下さい。

賞与計算が済みましたら、賃金台帳を弊社までご送付下さい。(FAXでも結構です。)



### 給与について

基本給の昇給・降給、諸手当の金額の変更、通勤手当の変更、賃金体系の変更(月給 時給)等がありましたら、ご連絡下さい。

### 保険料について

保険料・料率はその都度、ご案内はメールから連絡しております。保険料のチェックは自社で行っていただけますようお願い致します。



yeil

## 労務相談室

【今月のテーマ】

時間外割増賃金の正しい計算方法



残業代はすべて支払っているつもりですが、計算のもととなる割増賃金の単価が間違っていないか不安です。



来年(平成22年)4月に改正労働基準法が施行され、時間外割増賃金も見直されます。併せて労働基準監督署の調査が増えることも予想されるため、“支払っているつもり”の不払い残業がないか、再度、確認しましょう。

### 自社の1ヶ月平均所定労働時間の算出方法

割増賃金を計算するためには、1時間あたりの賃金額を計算する必要があります。

月給者の場合は、月給を月の所定労働時間数で割った金額となりますが、通常、月によって労働日数が異なるため、所定労働時間数も異なります。その場合は、1年間における1ヶ月平均所定労働時間数で計算することとなります。

例) 1年間の労働日数: 258日 1日の労働時間: 8時間

$258日 \times 8時間 = 2,064時間$  (年間総労働時間)

$2,064時間 \div 12ヶ月 = 172時間$  1ヶ月平均所定労働時間

### 時間外割増賃金の対象となる賃金

次の7つの手当以外の賃金はすべて割増賃金の計算の基礎となる賃金に含まれます。

家族手当

通勤手当

別居手当

子女教育手当

住宅手当

臨時に支払われる賃金

1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

これらの除外できる賃金に該当するか否かは手当の名称ではなく、実態により判断されます。「家族手当」「住宅手当」という名称であっても、全員に一律の額が支給されているような場合には除外できません。

計算例) の例にある企業に勤務する基本給20万円、調整給2万8千円、役職手当3万円  
通勤手当5千円の人の時間外割増賃金

時間外割増賃金の対象となる賃金 基本給(20万円)・調整給(2万8千円)・役職手当(3万円)  
計 25万8千円

1時間あたりの賃金額  $258,000 \div 172時間 = 1,500円$

時間外割増賃金  $1,500円 \times 1.25 = 1,875円$

1ヶ月に30時間の時間外労働を行ったとすると...

$1,875円 \times 30時間 = 56,250円$  の時間外割増賃金の支払いが必要です。

# 年間賃金台帳送付のお願い

手続きをご依頼いただいている企業様は、12月支給分の給与計算が済み、年間賃金台帳ができましたら、エールまで個人別の年間賃金台帳をFAX、メールまたはご郵送いただきますようお願い致します。

(月別の賃金台帳をご送付頂いている企業様は月別の台帳で構いません。)

## 年末年始休業のお知らせ

誠に勝手ではございますが、下記の期間年末年始休業とさせていただきます。  
何卒ご了承の程お願い申し上げます。

平成21年12月30日(水)～平成22年1月4日(月)

なお、1月5日(火)からは、平常通り業務を行います。

## スタッフコラム

今月のコラム  
は瀧川が  
担当します。



瀧川です。

早いもので、私がエールに入社してからちょうど1年が経過しました。10月から晴れて社会保険労務士として登録したものの、まだまだ勉強することも多く、名実共に社会保険労務士として胸を張って仕事ができるよう日々精進して参ります。

さて、12月ですので、この1年を振り返ってみようと思います。2008年9月にリーマン・ブラザーズが破綻し、100年に一度といわれる大不況の波が押し寄せ、「年越し派遣村」で幕を開けた2009年。完全失業率、GDP(国内総生産)成長率も過去最悪を記録しました。当時の麻生政権は2兆円規模の定額給付金の発行や、高速道路の休日1,000円といった施策を講じるも、8月30日の衆議院議員選挙で自民党は歴史的惨敗を喫し、9月に内閣総辞職。民主党が政権をにぎり、鳩山内閣が誕生しました。アメリカでも1月にオバマ氏が初の黒人大統領として当選。経済対策に指導力を期待された矢先に、大手自動車メーカーのクライスラー、GM(ゼネラルモーターズ)が経営破たんするなど、世界経済を巻き込んだ苦難の年となりました。

政治経済以外では、4月にメキシコで流行した新型インフルエンザが6月にはWHOがパンデミックを宣言。当初は豚インフルエンザの名称で伝えられ、南半球で発生したウィルスが今では、日本でも広がりを見せており予断を許さない状況です。今年は暗いニュースばかりでしたが、スポーツではワールドベースボールクラシックで日本は2年連続の優勝と明るいニュースもありました。

鳩山政権は「政治主導」「脱官僚」を掲げ、行政刷新会議による事業仕分けを行うなど、不透明で見えなかった部分に色がついてきたように思いますが、マニフェストを全面に押し出した政策が不況下の日本経済の起爆剤となるかいささか疑問も残ります。

来年も厳しい状況が続くと思いますが、「待てば海路の日和あり」。日本経済に明るいきざしが見えてきたとき、経営者の皆様が舵取りに専念できるよう、人事労務の面でサポートしてまいります。

来年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。